

掛金の全額所得控除による節税額の一覧

毎年これだけ  
おトクに！

課税される 所得金額	加入前の税額 (a)	加入後の税額 (b)			節税額 (a) - (b)		
	所得税+住民税	掛金月額 1万円	掛金月額 3万円	掛金月額 7万円	掛金月額 1万円	掛金月額 3万円	掛金月額 7万円
200万円	309,600円	288,900円	252,700円	180,200円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	1,357,200円	1,284,200円	1,138,100円	36,500円	109,500円	255,600円
800万円	2,034,200円	1,994,100円	1,913,700円	1,753,000円	40,100円	120,500円	281,200円
1,000万円	2,806,000円	2,753,600円	2,648,700円	2,439,000円	52,400円	157,300円	367,000円

※税額は平成28年4月1日現在の税率等に基づき計算したシミュレーションです。

共済金などの地位別受取事由

	A 共済事由	B 共済事由	準共済事由
個人事業主	●個人事業の廃止※ ●個人事業主の死亡 ●個人事業主が配偶者又は子に事業の全部譲渡	●老齢給付（65歳以上で180カ月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます）	●法人成りし、その会社の役員に就任しなかった ●法人成りし、その会社の役員に就任した
共同経営者	●個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任※ ●共済契約者の死亡 ●共同経営者の疾病又は負傷による退任	●老齢給付（上記と同じ）	●個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任しなかった ●個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任した
会社等役員	●会社等の解散	●老齢給付（上記と同じ） ●会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任 ●会社等役員の死亡	●会社等役員の退任

※複数の事業を営んでいる場合は、全ての事業を廃止したことが条件となります。

共済金等の額（掛金月額が10,000円の場合）

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	掛金納付月数に応じて掛金合計額の80%～120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が240カ月未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	
税法上の取扱い		退職所得扱い			一時所得扱い

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときは変更されることもあります。

**POINT 4** 共済金の税法上の取扱いは？  
共済金の受取りは「一括」「分割（10年・15年）」「一括と分割の併用」のいずれかをお選びいただけます。税法上、一括受取りによる共済金は「退職所得扱い」、分割受取りによる共済金は「公的年金等」の「雑所得扱い」となります。

**POINT 3** 事業資金等の貸し付けも可能  
事業資金に困ったら、掛金納付期間に応じた貸付限度額の範囲内で貸付がご利用できます。

**【貸付けの種類】**  
一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業継承貸付け、廃業準備貸付け

**POINT 1** 掛金は加入後も増減可能、全額が所得控除  
月々の掛金は千円から七万円まで500円単位で自由に設定が可能です。加入後も増額・減額できます。

**POINT 2** とにかく大きな節税  
掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できるため、高い節税効果があります。

**POINT 3** また、一年以内の前納掛金も同様に控除できます。

小規模企業共済は、個人事業主や中小企業経営者の退職金代わりとなり、掛金は所得控除による節税対策ができ、さらに独自の貸付制度もあるおトクな共済制度です。

詳しくは  
加古川商工会議所 指導課  
小規模企業共済担当まで  
☎079-1424-1335

# 商工会議所取扱い保険制度をご紹介します

～「もしも」に備えて、「将来」のために、「節税」対策に～

各種共済制度・保険制度には下記のようなものがありますが、今の特集は、この中から会員事業所からもお問い合わせが多く人気の「ビジネス総合保険制度」と「小規模企業共済」をご紹介します。

【制度運営：加古川商工会議所】

- 生命共済制度
- 特定退職金共済制度

【制度運営：日本商工会議所】

- ビジネス総合保険制度
- 業務災害補償プラン
- 休業補償プラン
- 情報漏えい賠償責任保険制度
- 中小企業海外PL保険制度
- 輸出取引信用保険制度
- 海外知財訴訟費用保険制度
- 海外危機対策プラン

【運営：（独）中小企業基盤整備機構】

- 小規模企業共済
- 経営セーフティ共済

【運営：兵庫県共済（協）】

- 火災共済
- 自動車共済
- まごころ共済（自動車事故費用共済）

経営者の退職金  
「小規模企業共済」

（独）中小企業基盤整備機構の「小規模企業共済制度」は、小規模企業の経営者の方が、事業をやめられた後に生活の備えとなる「経営者のための退職金」。掛金が全額所得控除になる『今のおトク』と、積み立てによる『未来のナットク』が一つになった企業経営者のための共済制度です。

**加入できる人は**  
①建設業、製造業、運輸業、サービス業（宿泊業・娯楽業に限る）、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主または会社等の役員  
②商業（卸売業・小売業）、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主または会社等の役員  
③事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員

④常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営者として行っている農事組合法人の役員  
⑤常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員  
⑥上記「①」と「②」に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

また、掛金は前納できます。前納すると一定割合の前納減額金を受け取ることができます。